15　両政府は、いずれか一方の政府が提起した問題に取り組み、及びこの取極の実施の効果を高めるため、この取極に基づく最初のベトナムの自然人の日本国への入国の日の五年後に一般的な見直しを行うものとし、その後においては五年ごとに行う。

16　この取極は、両政府間の書面による合意によって改正することができる。

17　この取極は、各締約国において効力を有する法令に従って実施される。

18　附属書一及び附属書二は、この取極の不可分の一部を成す。

19　この取極の適用上、

(a)　「締約国」とは、日本国又はベトナム社会主義共和国をいう。

(b)　「締約国の自然人」とは、締約国内に居住しているか否かを問わず、当該締約国の法律の下で当該締約国の国民である自然人をいう。

本大臣は、更に、この書簡及びベトナム社会主義共和国政府に代わって前記の取極を確認する閣下の返簡が両政府間の合意を構成するものとし、その合意が閣下の返簡の日付の日の後六十日目の日に効力を生じ、いずれか一方の政府による書面による終了の通告の受領の日の後六箇月が経過する時まで効力を有するものとすることを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十二年四月十七日に東京で

日本国外務大臣　玄葉光一郎

ベトナム社会主義共和国

商工大臣　ヴー・フイ・ホアン閣下

附属書一

(1)　国家試験に合格することにより日本国の看護師としての資格を取得することを目的とする入国及び一時的な滞在を1(a)の規定に基づき許可されるベトナムの自然人は、次の(a)から(e)までに定める要件を満たすものとする。

(a)　ベトナムの法令に基づいて登録された、資格を有する看護師であって、ベトナムの一般看護師の認定証を取得しているものであり、かつ、ベトナムにおける三年制又は四年制の看護の課程を修了した者であること。

(b)　少なくとも二年間ベトナムの一般看護師としての実務経験（(a)に規定する看護の課程を修了した後の九箇月の実習期間の経験を含む。）を有する者であること。

(c)　日本語の能力に関し、次の(i)又は(ii)のいずれかの要件を満たす者であること。

(i)　日本語能力試験（以下「ＪＬＰＴ」という。）のＮ1又はＮ2に合格していること。

(ii)　ＪＬＰＴのＮ3に合格しており、かつ、ベトナム政府が管理する日本語の研修の課程を修了していること。

注釈　この(c)に定める要件は、この取極に基づく最初のベトナムの自然人の日本国への入国の日の五年後に、日本国政府により、ベトナム政府との協議の後見直され、必要な場合には変更される。

(d)　11(b)(i)に規定するベトナムの調整のための機関によって実施された募集過程を経た者であること。

(e)　日本国政府が指定する日に日本国に入国する者であること。

(2)　国家試験に合格することにより日本国の介護福祉士としての資格を取得することを目的とする入国及び一時的な滞在を1(b)又は1(c)の規定に基づき許可されるベトナムの自然人は、次の(a)から(d)までに定める要件を満たすものとする。

(a)　ベトナムにおける三年制又は四年制の看護の課程を修了した者であること。

(b)　日本語の能力に関し、次の(i)又は(ii)のいずれかの要件を満たす者であること。

(i)　ＪＬＰＴのＮ3に合格しており、かつ、ＪＬＰＴのＮ1又はＮ2に合格していること。

(ii)　ＪＬＰＴのＮ3に合格しており、かつ、ベトナム政府が管理する日本語の研修の課程を修了していること。

注釈　この(b)に定める要件は、この取極に基づく最初のベトナムの自然人の日本国への入国の日の五年後に、日本国政府により、ベトナム政府との協議の後見直され、必要な場合には変更される。

(c)　11(b)(i)に規定するベトナムの調整のための機関によって実施された募集過程を経た者であること。

(d)　日本国政府が指定する日に日本国に入国する者であること。

注釈　日本国政府は、ベトナムにおける二年制の看護の課程を修了したベトナムの自然人について、ベトナム政府が介護に関する追加的な研修の課程を導入し、かつ、当該追加的な研修の課程を修了することが日本国において日本国の介護福祉士としての資格を取得するための国家試験を受験するために履修することが義務付けられている通常の研修の課程を修了することと同等であると日本国政府が認めることを条件として、当該ベトナムの自然人に対し入国及び一時的な滞在を許可する可能性について検討する。両政府は、早期に結論に達するため、ＪＶＥＰＡに基づき設置された自然人の移動に関する小委員会において引き続きこの問題に関する討議を行う。

附属書二

ベトナムの法令に基づく看護師としての認定を受けることを目的とする入国及び一時的な滞在を6の規定に基づき許可される日本国の自然人は、次の(a)から(e)までに定める要件を満たすものとする。

(a)　日本国の看護師であり、かつ、日本国における三年制又は四年制の集中的な看護の課程の卒業証書を取得した者であること。

(b)　少なくとも二年間日本国の看護師としての実務経験を有する者であること。

(c)　ベトナムの保健大臣が指定し、及び承認した医療訓練機関が発行するベトナム語の能力についての証明書を取得し、又は附属書一(1)(c)に規定する日本語の試験と同等のベトナム語の試験に合格した者であること。

(d)　11(a)(ii)に規定する日本国の調整のための機関によって実施された募集過程を経た者であること。

(e)　ベトナム政府が指定する日にベトナムに入国する者であること。

（ベトナム側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、二千十二年四月十七日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、ベトナム社会主義共和国政府に代わって前記の取極を確認する光栄を有するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものとし、その合意がこの返簡の日付の日の後六十日目の日に効力を生じ、いずれか一方の政府による書面による終了の通告の受領の日の後六箇月が経過する時まで効力を有するものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十二年四月十八日にハノイで

ベトナム社会主義共和国

商工大臣　ヴー・フイ・ホアン

日本国外務大臣　玄葉光一郎閣下

○農林水産省告示第千百八十七号

食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）第十一条第三項の規定に基づき、財団法人食品流通構造改善促進機構から住所及び事務所の所在地についての変更の届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十四年五月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　住所

変更前　東京都台東区寿三丁目十九番五号

変更後　東京都千代田区岩本町三丁目四番五号

二　事務所の所在地

変更前　東京都台東区寿三丁目十九番五号

変更後　東京都千代田区岩本町三丁目四番五号

○農林水産省告示第千百八十八号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録外国認定機関を登録したので、同法第十九条の十において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十四年五月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　登録年月日及び登録番号

平成二十四年四月二十日　第三十号

二　登録外国認定機関の名称及び住所

ティンバー・プロダクツ・インスペクション

アメリカ合衆国　ジョージア州　コニヤーズ市　シグマンロード　千六百四十一　番地

三　登録外国認定機関が認定を行う農林物資の種類

合板

四　登録外国認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録外国認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

外国

(2)　認定を行う事業所の所在地

アメリカ合衆国　ジョージア州　コニヤーズ市　シグマンロード　千六百四十一　番地